

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 平成 30 年 12 月 21 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 場 所 仮本庁舎 4 階 第 3 委員会室
3. 出席委員

会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
委 員	大野 京子	委 員	塩田 喜美子
委 員	芝田 康雄	委 員	滝沢 晶次
委 員	竹本 礼一	委 員	塚本 福二
委 員	知久 有美	委 員	藤井 丈
委 員	松丸 陽輔	委 員	光岡 勝恵
4. 欠席委員

委 員	川村 延彦	委 員	後藤 晃司
委 員	中田 和典		
5. 事務局 福田職員課課長 遠山職員課主幹
鈴木職員課主任 菅原職員課主事
6. 提出資料

資料 1 5	全国類似都市、近隣市及び特別区の特別職報酬等の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
資料 1 6	平成 30 年人事院勧告の骨子
資料 1 7	平成 30 年 1 2 月市議会定例会提案 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
資料 1 8	市長、副市長、教育長、常勤監査委員の期末手当の改定について
資料 1 9	議長、副議長、議員の期末手当の改定について
資料 2 0	給与改定の変遷
資料 2 1	特別職と一般職の比較について

7. 会議概要

田口会長

それでは、ただいまより、第 3 回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。
会議次第に沿って審議を進めてまいります。

はじめに、会議次第の「2. 会議公開等について」を議題といたします。

本日の議題につきましては、後ほど事務局から説明がございしますが、個人情報に該当する
ような資料や説明はないということを、事前に事務局より聞いておりますので、非公開

とする事項はございません。

この場合、原則として会議は公開することとなっております。

したがって、本日の会議は公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 全員賛成 —

田口会長

ありがとうございます。

それでは、本日の会議は公開といたします。

続きまして、第2回の会議録についてですが、皆様に配布しました議事録から、一部修正しております。

本日、お手元にご用意してありますのでご報告いたします。

続きまして、会議次第の「3 議事」に入ります。

始めに、「(1) 平成30年全国類似都市、近隣市及び特別区の特別職報酬等の状況について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料の説明（資料15）

田口会長

ありがとうございました。

質疑に入る前に、今回審議する内容の位置づけについて確認をいたします。

前は特別職の仕事の内容についての説明でしたが、今回は、私どもの具体的な審議対象である特別職の給料、報酬月額と退職手当について、他団体等との比較により市川市の相対的な位置づけを確認していただくため、只今の説明をしていただきました。

それから次に説明いたしますが、一般職に対する人事院勧告との相対的な決め方もあり、それも参考にしていることも把握していただきたいと思います。

それから財政的な部分も考慮しなければならないので、次回は財政的な視点からの説明となります。

このように今年度は、仕事内容、相対的な視点、財政的な視点という3つの視点からの構成となっており、本日は相対的な視点から審議をしていただくこととなります。

それでは質疑に入ります。

A 委員

各市によって副市長が本市のように2名とか、あるいは議員数何名とかそういったデータがあれば、なお明解かなと思います。

事務局

ありがとうございます。確かにご指摘のとおり各自治体によって議員や副市長などの数は異なっていると思います。

今回の資料にはそこまで記載しておりませんが、私どもとしても委員の皆様は、より多角的な視点から判断いただく必要があると感じております。

今後1か年程、時間を掛けてご審議いただき、来年度に建議をいただくこととなりますが、ご指摘いただいた内容を含め、可能な範囲で調査をさせていただき、建議に向けた判断材料となる情報を提供させていただきたいと考えております。

田口会長

今のところの予定では、来年にもう一度類似団体の話をするという事になっていると思いますが、その際にデータをアップデートしたものでご説明いただけるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

田口会長

ところで確か議員数は、大体人口1万人に1人がひとつの目安であるということ、どこかで聞いたような気がしましたが、そういう訳ではないのでしょうか。

事務局

以前は地方自治法で人口に応じて定数が定められておりましたが、法の改正があり、現在はそれぞれの自治体が条例で定めるように改正されております。

ただ、大体目安となるのは人口規模だと思いますので、議員数について本市と著しく乖離があるところは類似団体に入っていないと認識しています。

B委員

類似団体について平成30年4月1日時点の状況となっておりますが、いつからその額となっているのか、給料等の改定年月日は調べることは可能でしょうか。

事務局

今回、資料にはそこまでの情報は記載しておりませんが、類似団体等に行った調査の項目には給料等の改定年月日についても含まれており、データとしてはとってあります。

自治体によって、10年も据え置きしている自治体もあればここ最近、数年前に改定している自治体もあり、状況はまちまちです。

田口会長

改定してから一番長い所ですと、どの位になりますでしょうか。例えば市長とか。

事務局

一覧にまとめていないので、ざっと見て長いと思われるところでは、川口市が平成7年から改正していない状況にあります。

B 委員

次回その資料をいただくことはできますか。

事務局

承知いたしました。

田口会長

ちなみに川口市には、給料を削減していることを表す○印がついていますが、平成7年というのはあくまでベースが平成7年から改定されていないということでしょうか。

事務局

あくまでも条例上定められている給料月額について平成7年に改正したということであり、ここに書いてあるのは削減前の条例上の金額になります。

その後市長の独自の判断により平成15年の4月1日から当分の間、給料の6%を自主的に削減しています。

田口会長

分かりました。他にご質問等ありますでしょうか。

瀧上副会長

B 委員のご指摘は、本審議会として判断する上で必要なことだと思います。

それと順位とか平均との差とか、これらがどういう意味を持つ数字なのかが分からないと判断のしようが無いと思います。

特別職の報酬等の場合には、人事院勧告による一般職に対する生活給としての給与の様に毎年改正するものではなく、ある一定期間経過して、その較差をどういうふうにご審議会で評価して、どういう考え方を導き出すかという性格のものだと思いますので、そういったところを判断できるよう資料を整理していただきたいと思います。

事務局

次年度の資料提供においては、例えば、順位の経年変化など、そういうところも含めて委員の皆様へ情報提供できるような資料作成に努めたいと思います。

田口会長

長年委員をやられている方は資料が大分変わってきていることが分かるかと思いますが、年々より詳しい内容になってきてはいます。

ただ、今のお話にあった通り確かに、これまではある時点しか捉えていないストック的な資料であったと思いますので、事務局は大変でしょうけれども、経年変化といったフロー概念も取り入れた資料もあると良いのかと思います。

事務局

研究させていただきたいと思います。

B 委員

もう一つお聞きしたいのですが、10ページの常勤監査委員給料が、62万1千円となっていますが、これは一般職の部長級の給料と比較するとどうなりますか。

事務局

今ご質問いただいた内容は、これから説明いたしますが資料21に比較を載せてございます。

特別職と、部長職の一番高い給与との比較を載せておりますので、後ほどご説明いたします。

B 委員

分かりました、ありがとうございます。

田口会長

ほかにご質問はありますか。

C 委員、何かありますか。

C 委員

質問ではないのですが、資料からだけでは理由は分かりませんが、西のほうが全体的に高いなといった感じを受けました。

事務局

ご指摘のとおりだと思います。

田口会長

ほかにご質問はありますか。

D 委員、何かありますか。

D 委員

比較の順位ですが、今年の12月に特別職の期末手当が改定されていると思いますが、市川市の順位は、改定する前の額に基づく順位になりますでしょうか。

事務局

おっしゃるとおり、こちらはあくまでも平成30年1月1日現在の状況の比較になりますので、今年の給与改定による期末手当の増額分は含まれておりません。

来年度の資料では、その数字が反映されることとなります。

D 委員

では市長の場合、改定後の額だと順位は19位よりも上がるのでしょうか。

事務局

一斉に、各自治体とも同じような改定を行うと思いますので、あまり水準は変わらないのかなと思います。

田口会長

D 委員、よろしいでしょうか。

では、E 委員、何かありますか。

E 委員

副市長が複数いる市がどの位あるのかというのが気になったのと、今の市長が就任される前に、市長の不在期間があったかと思いますが、その間、副市長が市長のお仕事をされていた時には、副市長に対して市長の給料が支給されていたのでしょうか。

事務局

市長の不在期間がございましたが、あくまでも副市長については、副市長の給料月額として条例で定められておりますので、市長が欠けたときには副市長が市長の職務を代理するというのが副市長の職務としてあることなので、そういったことも含めた金額ということですから、市長が不在であっても額が変更されるということはなく、副市長としての給料が支給されます。

田口会長

ほかにご質問はありますか。

F 委員、何かありますか。

F 委員

市の予算は、事業費と給料などの管理費に分かれると思うのですが、その管理費の占

める割合が市川市は大体どれ位で、他市町村と比べてどうなのか、税収が少ないのにお給料だけがどんどん上がっていくと、事業費が少なくなっていくと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

事務局

特別職だけでなく、一般職も含んだ、市川市の人件費の構成比でご説明いたします。

平成29年度普通会計決算ベースで申し上げますと、市の決算額に占める職員給の割合は13.8%となっています。

ちなみに近隣4市で比較いたしますと、人数や平均年齢の違いなどもあり、一概に高い、低いとは言えませんが、船橋市が11.3%、松戸市が12.9%、柏市が11.6%、浦安市が12.2%ということで、近隣4市に比べますと、市川市の職員給の構成比は若干高くなっています。

F 委員

わかりました。

それから、単なる割合だけでなく、税収の多寡にもよってくるかとは思いますが、近隣4市の税収の状況は似たり寄ったりなのか、どうなっていますでしょうか。

事務局

客観的なデータは手元にはございませんが、一般的に言われていることで申し上げますと、市川市の歳入は、市税収入の占める割合が高いと言われておりまして、主たる財源が市税となっています。

詳しくは次回の審議会時に、本市の財政状況に関する資料をご用意させていただきますので、その際にご説明させて頂くということでよろしいでしょうか。

F 委員

それで十分です。ありがとうございました。

田口会長

次回が財政関係の議題になりますので、その時にまた詳しく説明いたします。

G 委員はいかがでしょうか？

G 委員

最後に説明していただいた、資料の訂正箇所を教えてくださいたいと思います。

事務局

資料33ページの②「近隣市」の順位の部分ですが、1位から3位の次が5、6、7位となっているため、それが4、5、6位へと訂正になります。

G 委員

では、市川市は5位ですね。

事務局

市川市は5位となります。

G 委員

ありがとうございました。

田口会長

他にご質問はありますか。

H 委員

地域手当のことで、ちょっと算定が分からないのですが、隣の浦安市と船橋市と違うということですよ。

各々の民間の賃金等で格差があるからというのは分かるのですが、それほどまでに差があるのか、4級地と5級地というランクが変わっていることがちょっと疑問符で、私自身がまだ理解が足りないのかも知れませんが。

田口会長

資料34ページの2、国家公務員の部分でよろしいでしょうか。

国家公務員の話になりますが、事務局は説明をお願いします。

事務局

地域手当の1級地から7級地、20%から3%という級地の決定というのは、資料の中段あたりになりますが、人事院規則に定めるということで、何級地は何市といったような表になっております。

その基となっているのが、厚生労働省が毎年全国的に行っている賃金調査がございまして、それぞれの地域の民間事業所を対象にして調査を実施し、地域ごとの相対的な賃金指数を算出しています。

これを基に人事院が市町村ごとの平均を10年スパンで集計し、例えば1級地は百何点何以上といったように級地ごとに指数の範囲を定めておりまして、最終的に5級地、10%に該当する地域は、市川市や松戸市などといったように定められております。

この調査結果によりますと、浦安市や船橋市は市川市の賃金指数を若干上回り、4級地の12%の支給地域に指定されています。

田口会長

あくまで今の話は国家公務員の話であり、市川市など地方公務員はそれに準拠した形

で支給割合を条例で定めている、こういう理解でよろしいでしょうか。

要は、なぜ市川市が5級地なのかというのは国の方で決めているということですね。

事務局

そうなります。ただ確かに、H委員がおっしゃるように客観的に見て例えば市川市と浦安市、船橋市とで支給割合が変わるほどの違いがあるのかということ、あまりその様な状況はないのかと認識しております。

H委員

そうですね、私自身そう思っています。

事務局

人事院の調査結果の数値を細かく見てみますと、本当に差がなかったりとか、逆にある地域は、ある地域を上回っているのに下の級地に格付けられていたりとか、その辺で実は本当のところ人事院がどういう調査結果をもって級地を決めているかというのが、なかなか対外的には、はっきり分からない状況にあります。

ただ、あくまでも人事院が決めたもので国家公務員の支給割合が決定され、地方公務員は国家公務員に準拠し、それを踏まえてほぼ同じ率に合わせるという傾向で今まで来ている状況にあります。

B委員

江戸川区と市川市はそんなには変わらないですよ。それなのに市川市の倍ですからね。

瀧上副会長

地域手当については、一般職の公務員や市長、副市長などの特別職にはあるのですが、議員にはありません。

これは、議員に支給されるのは給料ではなくて報酬だからであって、生活費である給料を支給するのではなく職務内容に対する対価である報酬という扱いにしているので地域手当は支給されていません。

それから本審議会で報酬の水準が高いか低いかを比較するときに、地域手当を含めた額で比較してしまうと前提が違いますのでおかしくなってしまう。

ですから比較する場合は、年収ではなく月額の本俸中心で比較せざるを得ないと私は思います。

H委員

まだちょっともやもやしていますが、分かりました。

田口会長

他に質問はございませんでしょうか。

では、次の議題に移ります。

「(2) 平成 30 年度人事院勧告と本市の一般職の給与改定について」ということで、事務局は説明をお願いします。

事務局

資料の説明 (資料 1 6)

田口会長

ありがとうございました。

今の説明に関してご質問はありますでしょうか。

I 委員

二点ありまして、一点目が最後の 4 2 ページのところ、ご説明の中で、プラスの給与改定があったことも含めて、特別職と現状の部長級の方とでこの差になっているというお話でしたが、前回の報酬等の改定時と比較して市長など特別職にあたる人と部長級との差は縮まったのか広がったのかということと、二点目としては、4 1 ページのところ、実際プラスの給与改定が行われているのに平均給料は下がっているということが今一つ理解できなかったのも、評価とかそういった要素により上がり幅が下がってしまい結果としてそういうことになっているのか、通常一般企業でいえば俸給表が上がれば平均賃金も上がるというのが基本なのですが、その辺がわからなかったのも説明をお願いします。

事務局

まず一点目のプラス改定になって以降の特別職と一般職との差がどう変化しているのかについてですが、今手元に資料がございませんので、来年度の審議会で経年変化の資料をお示しする際に併せてご説明させていただきたいと思えます。

それから二点目のプラスの改定にもかかわらず平均給料月額が下がってきているという現象なのですが、一つは本市の職員構成として平均年齢が下がってきていることにより

ます。それともう一つは、平成 2 6 年度を境に給料表の切り替えを行わせていただいたことにより

ます。これは、国家公務員の給料水準に対して地方公務員がどの程度なのかということを示す一つの指標として「ラスパイレス指数」というものが毎年公表されているのですが、以前から市川市のラスパイレス指数は高いというご批判をただいておりました。

その高かった一つの原因として、市川市で使っていた給料表が国の給料表に比べて独自のものであったことにあります。

具体的には、昇給した時の一回の昇給幅が国に比べて高いとか、上がっていった時の最高号給が国の最高号給を上回っていたりだとか、要は国よりも若干大きい給料表を使っていたことで、国と比較したときのラスパイレス指数が高くなっていました。

このことを踏まえ、平成26年10月1日を境に国の俸給表を基本とした給料表に切替させていただき、これにより年間の昇給が以前に比べて抑制されるなど平均給料を押し下げる効果が徐々に表れてきているものです。

このように、プラスの改定は当然続けられているのですが、平均年齢が下がってきていることと、給料表の水準が若干下がったことにより全体の平均給料はこのような結果になっているとご理解いただければと思います。

I 委員

では部長職のポストにある方は、給与改定により上がった部分は昇給しているというイメージでよろしいでしょうか。

事務局

その通りです。

I 委員

分かりました。ありがとうございました。

田口会長

今の一点目についての説明ですが、特別職については、第12回の本審議会による建議で平成19年度に改定されてからは増えてもいませんし減少もしていないという、完全にフラットな状態で変わっていないと、一般職は上がっているけれども、給料表の改定などがあり、両者の差がどのように変化しているかは詳しく調べてみないと分からないということで、ペンディングとしたということよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりでございます。

田口会長

では、その部分について調べていただけたらと思います。

事務局

はい、今後資料をご用意させていただきます。

瀧上副会長

この一般職との比較ですが、労働基本権制約の代償として人事院勧告があって、毎年

小刻みに改定が行われていきっているわけですが、特別職はそういう性格のものではないので、その累積をどういうふうに本審議会で評価するのかということと、それだけでなく他の要素を含めて報酬の水準をどうしていくのかというのを考えるべきであり、このことだけで自動的に特別職の報酬をどうするという話にはならないと思います。

ですからまずはどこかで累積状況の説明をしていただき、特別職が平成19年度からずっと据え置かれてきたのに対し、一般職は小刻みに上がってきているのをどう考えるのかということを議論する必要があります。

それともう一つ、国は指定職俸給表と特別職俸給表というのがあって、指定職のトップと特別職の大臣、副大臣、政務官との給与との逆転現象があるのかなのかというのは議論されているのですが、今回の改定で国の特別職と指定職の改正については、ボーナスは多分引上げていると思いますが、それ以外の部分について改定されているのか、据え置かれたのかというのは分かりますでしょうか。

事務局

今国会で一般職の給与法と同時に特別職の給与法も改正が行われておりますが、その内容は、期末手当の0.05月分の引上げだけとなっております。

瀧上副会長

分かりました、報酬のほうは影響していないということですね。

田口会長

ほかにご質問はありますでしょうか。

C 委員

審議対象から若干離れてしまうかもしれませんが、資料37ページのところで先ほど全体の平均年齢が下がってきているとの説明がありましたが、ここに若年層という表記があるのですが、漠然としているのでもし何歳とか何年以下と言った決まりがあれば教えていただけたらと思います。

事務局

具体的に何歳位かというのは難しいのですが、給料表で申しますと、給料表には1級から9級までの等級あり、1級からスタートして9級で終わるのですが、(大卒で)入庁して3年目位の職員の改定幅がおよそ1,000円程度で、それから経験年数が上がるにつれて改定幅が小さくなり、大方は平均400円の改定となります。

ですので、若年層というのは大体20代半ばから30代位までの職員であると理解していただけたらと思います。

C 委員

分かりました、ありがとうございます。

B 委員

42ページの監査委員の期末手当と一般職の部長職の期末手当の、この差はどうして出たのでしょうか。部長は305万5千円、監査委員は360万円。期末手当の率が異なるのでしょうか。給料は低いですね。

事務局

原因について詳しく確認をさせていただきますので、次回審議会時に回答させていただきますのでよろしいでしょうか。

B 委員

はい、それで結構です。

田口会長

他にありませんでしょうか。

なければ時間の関係もありますので、次に進みたいと思います。

議題の「(3) その他」になりますが、こちらは質疑ではなく、報告事項となります。事務局からお願いします。

事務局

「(3) その他」として「市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定」についての説明

田口会長

議事は以上3点ということになります。このあと事務局から事務連絡として、今後の審議会の日程と審議内容について説明があります。

それでは、以上をもちまして第3回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。

— 閉会 —